

議案第 6 号

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年君津市条例第 23 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
君津市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
(職員) 第 1 0 条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事又は<u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1) ～(10) 省略 4 ～ 5 省略	(職員) 第 1 0 条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事_____が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1) ～(10) 省略 4 ～ 5 省略